

## 一、地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗関係

安孫子 錦

本報告では、明治町村制施行期より戦時期に至る、村落・地主・國家の三者の間での、土地をめぐる対抗関係を考察する。

### 一、課題の意味

村研が、この共通課題「土地利用秩序と村落の土地管理機能」を設定した根拠は、「土地をめぐる農政と集落・地域」と表現されるよう、現段階農村・農業におけるすぐれて政策的な課題に着目したところにある。このことは、高山隆三・辻雅雄が「研究通信」において明確にしたように、戦後農業における個別経営的生産力追求し所得追求が、資本へ生産力との間の格差拡大、経営・生活面での矛盾増大によって壁につき当たり、集落・地域の合意形成を基礎に、集団的な新たな対応を迫まられている現実から生じている。

問題は、こうした当面の「壁」の前で、なぜいま集落・地域なんかという点にある。この集落・地域は、村研がいう「村落」というものと同じであるのか。あるいは逆に、「村落」の内実の段階差を確定しなければならないのか。それが明らかになっていなければ、言葉として集落・地域を抽象的に持ち出しても、混乱するだけであろう。

しかし、一面、村落を集落と呼び変えようとも、その段階差に注目しようとも、そこに連続する、共通する性格や機能がある。それは、家族経営という主体と、原生的生産力構造という自然との関わり方、の二点において連続・共通するからであろう。原生的生産力構造は、農業が土地に依拠するところに、最も深い基礎がある。現代農政が、土地問題を中心にして、集落・地域の組織化を考えるのは、その故である。

本報告は、現在の土地問題における集落の機能を確定するための側面的な作業として、歴史的に村落の土地への関わり方を考察するものである。その本源的形態は、「研究通信」の岩本由輝報告によつて論じられているので、ここでは触れない。村落の土地への関わり方が、資本主義経済の原理によって変えられていく過程だけを、日本に即して考察するに止まる。日本では、農業部門に限定すれば、資本の論理が土地を把握していく典型的事例は、いかに不充分であつても、地主経済を通してである。原生的関係の体現としての村落機能、資本の論理の仮象としての地主支配、それらを利用しながら支配する国家意志、以上の三者の関連を、地主制下の日本農村についてみるものである。

## 二、前提—農耕における土地

人間の生活、その連続する過程としての歴史は、自然の一部としての人間の生存と、自然を対置された人間活動との総体である。その人間存続の物的条件は、「富の獲得」という人と自然との関係である。こうした人と自然との間の物質代謝・過程の問題はここでは省略するが（拙稿「人間社会存続のための物的諸条件」、「講座日本歴史」十三巻、十一月刊行予定、参照）、その一方としての農

耕の成立は、土地を媒介として、人が自然生態系に大きく踏み込んだ過程であった。新しい耕地生態系の維持・安定のために、人間は除草、休耕、施肥、灌漑を行なう。しかし、農耕・消費の過程は、耕地生態系から取り出したエネルギーの補充という困難な課題に基づかって、そこに本来的な地力維持、土地管理が発生する。それが個別経営の力でなし得ない条件にあれば、集団つまり共同体の機能を必要とするのである。その集団のルールが共同体を現実化し、土地タブーを作ったと考える（前掲岩本報告）。

他方で農耕は、生活財としての富のみならず剩余としての富を生み出し、土地及び労働手段の所有を廻る人間関係を発生させた。こうした階級社会にあつては、耕地創出、耕地維持についての支配階級の統制を生み出した。そこに、第二次的な土地管理、利用秩序が発生する。共同体の土地管理もそれに適応的に改変されるのである。本報告は、これを近代村落、地主支配の下での土地について検討する。

## 三、町村制下の村落における「継承」と「変革」

町村制下の村落（近代村落）が、幕藩体制期の共同体的村落といかなる意味で変質してきているかは、前提として省略する（拙稿「近代村落の三局面構造とその展開過程」、「南郷町史」など参照）。

近代村落は、新地方制度の確立、商品貨幣経済の進展によつてもその土地管理機能、土地利用秩序を一挙に変えてしまうものではなかつた。とくに、「部落」として機能し続けた村落の局面では、意識の上では土地は「ムラ」のもの、部落のものと観念されていた（かつての川本彰報告）。その意識構造は、現在の「集落」においても「領」意識として存続しているという。そして、その意識を支え

る実態もまた、厳然として一部は続いていた。「継承」の側面である。それはとくに入会利用、水利慣行において顕著であり、耕地についても、耕作強制・耕地（区画）整理・開墾の面で、村落の持つ役割が大きかつたことに示されている。

しかし、他面、幕藩期から進行し始めていた耕地の「不完全な商品化傾向」、地租改正による私的所有の法認は、明治期の商品貨幣経済の展開によって、村落の土地への関わり方を大きく変えてきている。本来、原生的生産力構造の維持として機能していた村落の土地管理は、価値法則的原理（まだ資本原理といい切れない）の作用によって、「変質」し始める。この「継承」と「変質」は統一され、一定の村落機能として普遍的に成立してくる。たとえば、地主導でない部落有財産統一などはその現われであろう。

#### 四、地主経済による土地管理原理

地主による土地支配は、基本的には地代收取原理である。しかし、現実の姿はかく単純ではない。すでに二七年前に、私はつきのよう指摘した。明治中期までは、「土地は農民経営総体を離れて価値形態をとり得ない。小作料は、当該耕地の生産量に依拠するよりも、農民経営総体に課せられる性格をもつた」この点は、最近、大場正巳によつてより理論的に、より実証的に明らかにされている（「本間家の俵田渡口米制の実証分析」）。こうした地主の土地支配の実態は、一面での価値法則原理に立脚する地代原理と、地面での村落機能の基盤にある原生的生産力構造との、統一的表現である。

それは、大地主差配制度が村落支配構造に関わっていること、中 小地主が村落（部落）支配を直接掌握し続けることに明瞭である。そのとき、部落財産統一も耕地整理も、地主主導であつても、村落の

土地管理との妥協を図らざるを得ない。「商品としての土地」は、一筆単位で成立しているとはいがたい。

しかし、変化は、明治末に始まる。やがて地代收取原理は、現実的に勝利し始める。所有権の強さは、本来的な耕作の権利を稀薄にして、貨幣で計れる小作権にすり替えられる。小作権意識こそ、村落の土地に対する本来的な関わりが消滅しつつあることを示す変化である。

#### 五、村落・地主・国家の対抗

以上の基本的な見通しの下で、村落・地主・国家の土地管理・土地把握をめぐる錯綜した関係を、具体例に即して検討していくたい。評価は報告に譲るが、その項目としては、つきの諸点である。

##### 1. 本間家の土地支酌（大場説の紹介）

2. 部落有財産の統一
3. 明治末耕地整理—開田
4. 村落的地主小作協調組合
5. 南郷町臨時土地買収規程（一九三〇）
6. 南郷町分村移民計画
7. 標準農村確立計画（皇國農村体制）

時間的に全部は報告できないかと考えるが、以上の事例から結論を導きたい。